

誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本案件の競争入札参加資格確認申請者は、競争入札参加資格確認申請をもって、次とのおり誓約したものとみなします。ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

なお、虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本案件の競争入札参加資格確認申請日において、入札公告等に記載されている競争入札参加資格に関する要件を全て満たしています。

2 競争入札参加資格確認についての注意事項

「かながわ電子入札共同システム」により競争入札参加資格「有」とされた場合でも、その後において競争入札参加資格に関する要件を満たさなくなった者の入札は無効としますのでご注意ください。

制限付き一般競争入札参加資格等説明書

1 入札に付する事項

業務名 茅ヶ崎市消防署海岸出張所ホースリフター交換修繕

別紙「入札案件概要書」（以下「概要書」という。）のとおり。

なお、この入札は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）で執行します。執行は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）に基づき行います。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 令和7・8年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に入札案件ごとに指定された登録業種で登録が認定されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ この公告の日に、本市に税の納付義務を有する者にあっては、これらの滞納がない者であること。

オ この入札に参加しようとする者の代表者が、この入札に参加しようとする他の者の代表者又は管財人を兼ねていないこと。

カ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

キ その他入札案件ごとに必要な資格として概要書に記載された要件を満たす者であること。

(2) 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格について申請し、確認を受ける必要があります。

ア 競争参加資格確認申請書は、電子入札システムにより、概要書に記載された期間内に必ず提出してください。

イ 受付の期間に入札参加資格の確認申請を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ウ 入札参加資格確認通知書は、概要書に記載された日時に電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行います。

エ 入札参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、概要書に記載された日時までに茅ヶ崎市消防本部消防総務課にその旨を記載した書面を提出してください。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 確認申請に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

3 仕様書等の配布等

(1) 仕様書等の閲覧

ア 入札に必要な仕様書等一式を電子入札システムからダウンロードしてください。

イ ダウンロード期間

概要書に記載された期間

ウ ダウンロードにより入手したファイルは当該案件の積算用資料ですので、それ以外の用途には使用しないでください。

(2) 当該修繕業務に対する質問等

ア 当該修繕業務の仕様書等に対する質問は、概要書に記載された期間内に電子入札システムにて受け付けます。

イ 質問に対する回答は、概要書に記載された日時に電子入札システムにより行います。

ウ イに記載する回答内容に関する再質問がある場合に限り、概要書に記載された日時までの間に電子メールでの質問を受け付けますので、次のアドレスに質問書を送信してください。

(ア) 電子メールアドレス fire_soumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(イ) 電子メールの「件名」には、当該修繕業務名を記載してください。

再質問があった場合、再回答については、概要書に記載された日時に電子入札システムにより行います。

4 入札及び開札の日時

(1) 入札書の受付及び締切り

入札書は、電子入札システムにより、概要書に記載した日時までに提出してください。

(2) 開札

概要書に記載された日時

5 入札執行等

(1) 入札締切時刻に遅れたときは、失格（不着）となります。

(2) 入札金額内訳書の有無については、概要書に記載されたとおり。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載してください。

(4) 入札回数は、2回を限度とします。ただし、無効、失格、辞退となった者は、再度（2回目）の入札に参加することができません。なお、再度（2回目）の入札に

おいて、予定価格の制限の範囲内の価格で入札がないときは、当該入札は不調とし、一番低い金額で入札した者と随意契約の協議を行う場合があります。（その場合は、見積書の提出を求めます。）

(5) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

イ 落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

ウ この入札に参加し、落札者となるためには、確認申請受付最終日の翌日から落札決定日までの全期間にわたって2の(1)に掲げる要件を満たす者とします。

(6) この公告の日から入札執行日までにおいて2の(2)による資格の確認を受けた者について茅ヶ崎市談合情報対応マニュアルの1の(1)（13参照）に掲げる談合情報又は茅ヶ崎市公正入札調査委員会が談合情報に類すると認めた情報が茅ヶ崎市に寄せられた場合は、入札の執行を中止することがあります。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者で、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 契約保証金

落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、当該保証金額は契約金額の100分の10以上としなければなりません。この場合において、保証証券による場合は、茅ヶ崎市に寄託しなければなりません。ただし、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに、契約保証金を免除します。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

(1) 2の(1)に掲げる資格要件を備えない者が行った入札

(2) 一般競争入札参加資格の確認申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札

(4) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 契約金の支払方法

契約金は、修繕業務完成検査に合格した後に、請求を受けた日から30日以内に支払います。

10 契約の締結等

- (1) 落札者は、茅ヶ崎市が指定する期日をもって契約を締結するものとします。
- (2) 契約の締結に当たっては、電子契約サービスの利用を原則とします。詳細は、茅ヶ崎市ホームページ「電子契約サービスの導入について」をご確認ください。

ただし、受注者の事情により書面での契約も可能とします。

11 契約の解除等

- (1) 落札者が、落札から契約締結までの間に2の(1)に掲げる要件のいずれかの要件を欠くに至った場合は、契約を締結しないこととします。
- (2) 落札者が、契約締結までの間に談合があったと認められた場合は、当該契約を締結しないこととします。
- (3) 契約締結後、談合があったと認められた場合は、当該契約を解除する場合があります。
- (4) 前3号のいずれに関しても、茅ヶ崎市は、落札者及び契約者の損害に係る一切の責めを負わないこととします。

12 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、一般競争入札の参加資格等に関し必要な事項は、茅ヶ崎市契約規則その他関係諸法令の定めるところによります。
- (2) 当該修繕業務の予定価格については、落札者決定後公表することとします。
- (3) 履行期間については、議会により議決を得て設定されています。

13 「茅ヶ崎市談合情報対応マニュアル」の抜粋（5の(6) 関係）

1 基本原則

- (1) 談合情報として対応する情報は、対象案件等が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。
 - ア 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの
 - イ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの
 - ウ 落札予定金額として、設計金額に近い額を示しているもの
 - エ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないとおもわれるもの

14 問い合わせ先

この入札についての問い合わせは、茅ヶ崎市消防本部消防総務課へご連絡ください。（連絡先 電話0467-85-9940）